

# 調布市パブリック・コメント手続条例

## 〈条文とその解説〉

－平成26年12月施行－

調布市

平成26年11月

## はじめに

調布市は、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例（平成25年4月施行）」に基づき、市民参加と協働のまちづくりをより一層推進することとしており、同条例を具現化する取組の一つとして、「パブリック・コメント手続条例の制定」を調布市基本計画（第4編 行革プラン2013）に位置付けています。

市民参加手法の一つであるパブリック・コメント手続について、市では、これまで「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成17年4月施行）」のパブリック・コメントに関する規定の一部と「調布市パブリック・コメント指針（平成19年2月策定）」の2つの規定により運用してきましたが、これをパブリック・コメント手続条例として一本化し、統一した運用を図るとともに、法規範性を確保します。

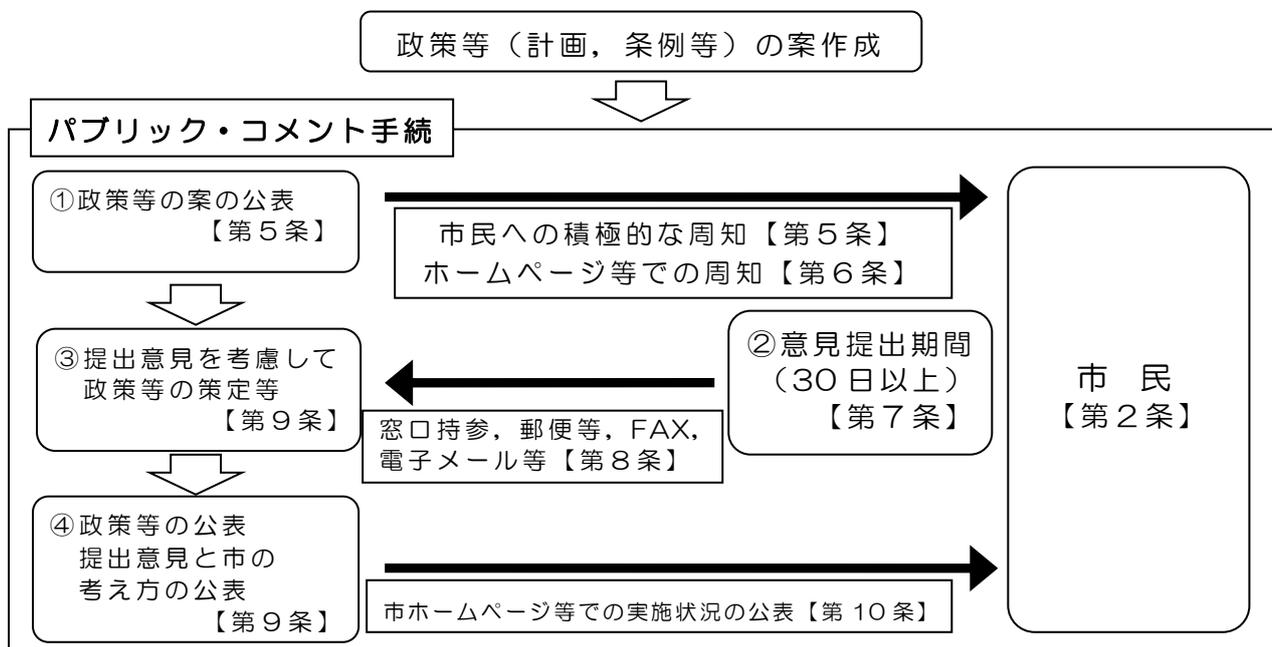
この条例により、政策形成過程において、市民が意見を提出する機会を保障し、市民参加による開かれた市政を推進するとともに、行政の説明責任を果たし、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ります。

### 「調布市パブリック・コメント手続条例」の概要

市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等（行政計画や条例案等）を策定等（改正、廃止を含む。）する際に行う、次の一連の手続を定めています。

- ① 政策等の案を公表し、市民への積極的な周知を図ります。【第5条】
- ② 政策等の案の公表の日から起算して30日以上意見提出期間を設け、意見を募集します。【第7条】
- ③ 政策等を策定等する場合は、提出された意見を十分に考慮して意思決定を行います。【第9条】
- ④ 政策等の策定等をしたときは速やかに、提出された意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。【第9条】

### 【パブリック・コメント手続の流れ図】



## 目 次

第 1 条	目的	1
第 2 条	定義	2
第 3 条	パブリック・コメント手続の実施	5
第 4 条	適用除外	6
第 5 条	政策等の案の公表	9
第 6 条	政策等の案の公表の方法	11
第 7 条	意見の提出期間等	13
第 8 条	意見の提出方法等	14
第 9 条	意見の取扱い及び公表	16
第 10 条	実施状況の公表	18
第 11 条	委任	19
附 則		19

## 第1条 目的

この条例は、パブリック・コメント手続について必要な事項を定めることにより、市民が意見を提出する機会を保障し、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、行政の説明責任を果たし、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

○第1条は、この条例の制定の趣旨、目的を明らかにしたものであり、この条例の解釈及び運用の指針となります。したがって、各条項の解釈及び運用は、本条の趣旨、目的を踏まえて行うこととなります。

### 【解釈・運用】

○調布市は、自分たちのまちは自分たちでつくるという調布市の自治によるまちづくりを進め、活力ある豊かな地域社会を実現するため、平成24年12月に「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を制定し、まちづくりを参加と協働により進めることを自治の基本理念とするとともに、市政運営の基本原則を定めました。

○市では、平成16年11月に調布市の参加と協働の指針となる市民参加プログラムを策定し、それぞれの事業に最もふさわしい市民参加手続の実践を重ねてきました。

○パブリック・コメント手続は、参加と協働によるまちづくりを推進するに当たり、様々な市民参加手法の一つとして位置付けられるものです。そのため、パブリック・コメント手続の実施のほか、政策等の目的や内容に応じた適切な市民参加手法の組み合わせなど、市民参加プログラムに基づく市民参加手続や積極的な情報の公表にも取り組みます。

○パブリック・コメント手続は、市民に賛否を尋ね意見の多寡により判断するような投票制度ではありません。提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等をするとともに、提出された意見や意見に対する市（実施機関）の考え方などを公表する一連の手続を行うことにより、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、この条例で規定する政策等の策定等における行政の説明責任を果たし、公正の確保及び透明性の向上を図る制度です。

○調布市では、これまで「調布市パブリック・コメント指針」と「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」の2つの規定により、パブリック・コメント手続を運用してきましたが、この条例の制定によって、規定を一本化し、統一した運用を図ります。

## 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 策定、制定又は改廃（以下「策定等」という。）をしようとする政策等の案等を公表して市民から意見を募集し、提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等をするとともに、当該意見及びこれに対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続を実施する政策等に直接的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体で、規則で定めるもの
- (3) 政策等 実施機関が定める次に掲げるものをいう。
  - ア 市の基本構想の案，基本計画又は個別の行政分野における基本的な計画等
  - イ 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案
    - (ア) 市政に関する基本的な条例
    - (イ) 市民に義務を課し，又はその権利を制限する条例
  - ウ 広く市民に適用され，かつ，市民生活に重大な影響を及ぼす制度
  - エ 大規模な公共施設の設置に係る基本的な計画等
  - オ アからエまでに掲げるもののほか，実施機関が必要と認めるもの
- (4) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，農業委員会，監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

### 【趣旨】

○第2条は、「パブリック・コメント手続」，「市民」，「政策等」及び「実施機関」について，この条例を解釈するうえで必要な用語の意義を明らかにしています。

### 【解釈・運用】

<第1号>

○市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等の策定等に当たり，当該政策等の策定等をする前の適切な時期に政策等の案等を公表し，市民が意見を提出する機会を保障するとともに，提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等を行い，提出された意見や意見に対する実施機関の考え方などを公表する一連の手続を「パブリック・コメント手続」として定めています。

< 第 2 号 >

- 「市民」の定義では、パブリック・コメント手続において意見を提出することができる市民の範囲を規定しています。意見を提出できる「市民」は、市内に住所を有する人（法人含む。）や、市内に事務所又は事業所を有している個人や団体のほか、市内の事務所又は事業所に勤務する人、市内の学校に在学する人が含まれます。
- 「利害関係を有する個人及び法人その他の団体」とは、パブリック・コメント手続を実施して策定等をする政策等により、自己の権利や利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあることが明らかである以下のようなもの（個人及び法人その他の団体）をいいます。
- ・市内に土地、建物を所有する又は所有することが確実であるもの
  - ・市内で継続的にまちづくりの活動を行っているもの
  - ・上記のほか、実施機関が政策等の策定等をするにより、自己の権利、利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあることが明らかであるもの

< 第 3 号 >

- 「政策等」の定義では、この条例に基づくパブリック・コメント手続の実施対象となる政策等の範囲について規定したものです。実施対象となる政策等の考え方としては、市民生活に対する影響の大きさなどから、政策形成過程における市民参加の必要性を考慮して、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼす計画や条例等（行政内部の制度に関するものを除く。）を対象としています。

< 第 3 号ア >

- 「市の基本構想の案、基本計画又は個別の行政分野における基本的な計画等」とは、市政全般に関する基本構想の案や基本計画又は分野別の施策において基本的な事項を定める都市計画マスタープランや環境基本計画、地域福祉計画などが該当します（構想、計画、プラン、方針などの名称は問いません）。なお、市の基本構想の策定に当たっては、条例と同様、市議会の議決を経ることとしていることから、市議会に付議する基本構想の案としています。

< 第 3 号イ >

- 「市政に関する基本的な条例」とは、「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」や「調布市情報公開条例」など市政全般に関する条例、又は「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」や「調布市環境基本条例」など個別の行政分野における基本理念や方針、施策を推進するうえでの基本的事項を定める条例が該当します。なお、組織に関する条例や各附属機関の設置に関する条例など行政内部の制度に関するものは、該当しません。

○「市民に義務を課し，又はその権利を制限する条例」とは，市民の義務，権利の制限を条例で新たに規定する場合や，既に規定している条例において，義務を課し，権利を制限する内容を大きく変更する場合は該当します。ただし，条例改正においては，市民に義務を課し，又はその権利を制限する内容が含まれる規定の改正に限り，パブリック・コメント手続を実施することとします。

<第3号ウ>

○「広く市民に適用され，かつ，市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは，第3号アの「計画等」や，第3号イの「条例」の規定によるパブリック・コメント手続の対象とならない規則や要綱を含め，市民生活に大きな影響を与える制度が該当します。市民生活に大きな影響を及ぼす制度とは，例えば，これまでパブリック・コメント手続を実施した案件としては，建築物の高さの最高限度を定める高度地区の指定や深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区における特別用途地区の指定などが挙げられます。

<第3号エ>

○「大規模な公共施設の設置に係る基本的な計画等」とは，広く市民が利用する大規模な公共施設の設置は市民生活への影響も大きいことから，その設置に係る基本的な計画等を策定又は改定する場合は該当します。大規模な公共施設の設置に係る計画として，例えば，これまでパブリック・コメント手続を実施した案件としては，旧大町小学校跡地利用計画や調布基地跡地留保地利用計画などが挙げられます。なお，対象については，事業規模だけで判断するのではなく，市の基本計画での位置付けや，利用者の範囲などを考慮して個別に判断します。

<第3号オ>

○第3号アからエまでに掲げるもののほか，実施機関がパブリック・コメント手続を実施する必要があると判断した場合は，この条例に基づき，パブリック・コメント手続を実施するものとします。

<第4号>

○この条例に基づいて，パブリック・コメント手続を実施する執行機関を定めたものです。この条例では，パブリック・コメント手続を実施する実施機関は，議決機関である議会を除く，執行機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，農業委員会，監査委員及び固定資産評価審査委員会）としています。

### 第3条 パブリック・コメント手続の実施

実施機関は、政策等の策定等をしようとするときは、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策等の策定等が公益上、緊急を要する場合は、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。この場合において、パブリック・コメント手続を実施しないと決定したときは、その理由を第6条に規定する方法に準じて公表するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

○第3条は、第2条で定義した「政策等」の策定等をしようとするときは、この条例に基づいて、パブリック・コメント手続を実施することを規定しています。

#### 【解釈・運用】

##### < 第2項 >

○「公益上、緊急を要する場合」とは、災害その他やむを得ない事情により、市民生活や事業活動に影響を及ぼす政策等を短期間で策定等する必要がある場合などが該当します。

○公益上、緊急を要する場合で、実施機関がパブリック・コメント手続を実施しないと決定した場合は、第6条に規定する政策等の案の公表の方法に準じて、その理由を公表するよう努めることとします。

## 第4条 適用除外

次の各号のいずれかに該当する場合は，前条第1項の規定は適用しない。ただし，実施機関が第1条の目的に照らしてパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めたときは，この限りでない。

- (1) 納付すべき金銭及び金銭の給付に関する政策等の策定等をしようとする場合
- (2) 次に掲げる軽微な変更を内容とする政策等の策定等をしようとする場合
  - ア 法令又は他の政策等の策定等に伴い，当然必要とされる規定の整理
  - イ アに掲げるもののほか，用語の整理，条，項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更
- (3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地がない場合
- (4) 他の実施機関がパブリック・コメント手続を実施して策定等をした政策等と実質的に同一の政策等の策定等をしようとする場合
- (5) 審議会等の附属機関が，パブリック・コメント手続に準じて実施した手続を踏まえて報告，答申等を行い，その報告，答申等に基づいて実施機関が政策等の策定等をしようとする場合
- (6) 法令等の規定により，縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続に相当する手続を実施する場合
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による請求を受けて議会に条例の制定又は改廃に係る案を付議する場合

### 【趣旨】

- 第4条は，形式的にはパブリック・コメント手続の対象となるものであっても，パブリック・コメント手続を実施することが適当でないものについて，原則実施しないことを規定しています。

### 【解釈・運用】

#### <第1号>

- 地方自治法第12条では，住民の条例の制定改廃請求権を保障していますが，この中で，地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関する条例を対象外としています。これは，納付すべき金銭に関しては，負担軽減を求める意見に偏ることが予測され，財政基盤等への影響につながるおそれがあると考えられることから，直接請求の対象外とされているものです。この趣旨を踏まえ，納付すべき金銭に関する政策等については，パブリック・コメント手続の適用除外としています。また，医療費助成に関する条例などの給付に関する政策等については，納付すべき金銭とは逆に，受益増大を求める意見に偏ることが予測されるため，適用除外としています。これらの納付すべき金銭や給付に関する政策等については，国が規則や省令などの命令等を制定するに当たり，その案について広く国民から意見等を募集することを規定した行政手続法第39条においても，手続の対象外としており，法の趣旨に鑑みて同様の取扱いとしています。

< 第 2 号 >

- 「軽微な変更」とは、政策等の基本的な内容に変更がない場合をいいます。例えば、上位の計画等の変更に関連して当然必要とされる規定の整理をする場合や、単に条や項等がずれるにとどまる場合、あるいは文言の整理にとどまるような、政策的な判断を必要としない形式的な変更を行う場合などが該当します。

< 第 3 号 >

- 「実施機関に裁量の余地がない場合」とは、法令や東京都の条例等に制度の内容やその運用基準等が詳細に定められており、実施機関が独自に制度等を定める裁量の余地がない場合が該当します。

< 第 4 号 >

- 「他の実施機関がパブリック・コメント手続を実施して策定等をした政策等と実質的に同一の政策等の策定等をしようとする場合」とは、例えば市長がパブリック・コメント手続を実施して策定等をした政策等と同様のものを教育委員会などの他の実施機関が策定等する場合をいいます。

< 第 5 号 >

- 審議会等の附属機関が、パブリック・コメント手続に準じて実施した手続を踏まえ、政策等の案を答申等し、その内容に基づいて政策等を策定等しようとする場合は、実施機関は、改めてパブリック・コメント手続を実施する必要がないことを規定しています。

< 第 6 号 >

- 都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧・意見書の提出など、法令等による公告・縦覧及び意見書の提出手続を実施する場合は、この条例に基づくパブリック・コメント手続を実施しないこととしています。

< 第 7 号 >

- 地方自治法第 74 条第 1 項に規定するいわゆる直接請求は、住民の発意により提出される条例案であり、直接請求の趣旨からパブリック・コメント手続を実施することがふさわしくないため、適用除外とします。

- 第 1 号から第 7 号までに該当する場合であっても、実施機関が第 1 条の目的に照らしてパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めたときは、政策等の趣旨や目的達成の観点から、手続を実施することができるものとします。例えば、第 5 号の実施機関が答申等の基本的内容を大きく変更して政策等を策定等する場合や、第 6 号の縦覧・意見書の提出手続を行う場合でも政策等の内容等に応じて実施することがあります。また、策定等をしようとする政策等の内容や性質に応じて、他の市民参加手法を適切に組み合わせることも考えられます。

< 参考：地方自治法 >

( 条例の制定改廃請求権及び事務の監査請求権 )

第 12 条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

( 条例の制定又は改廃の請求とその処置 )

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

< 参考：行政手続法 >

( 意見公募手続 )

第 39 条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

— 略 —

第 4 項 次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定は、適用しない。

— 略 —

第 2 号 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

第 3 号 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

## 第5条 政策等の案の公表

実施機関は、政策等の策定等をしようとするときは、当該政策等の策定等をする前の適切と認める時期に、当該政策等の案の趣旨、目的及び背景を付した政策等の案を公表するものとする。この場合において、当該公表の際、次の各号に掲げる事項（以下「実施に関する情報」という。）を明らかにするものとする。

- (1) 意見の提出期間
- (2) 意見の提出先
- (3) 意見の提出方法
- (4) 政策等の策定等の予定時期

2 実施機関は、前項の規定による公表をするときは、次の各号に掲げる政策等の案の内容の理解の促進に資する資料を併せて明らかにするよう努めるものとする。

- (1) 政策等の立案に当たって整理した考え方及び論点を記載した資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める資料

3 実施機関は、第1項の規定による公表に当たっては、次条に規定する方法により、市民に対し積極的に周知を図るよう努めるものとする。

### 【趣旨】

○第5条は、パブリック・コメント手続における政策等の案の公表について規定しています。政策等の案の公表の際には、政策等の案の趣旨や目的、背景などを付記して、市民に分かりやすく公表することとします。また、政策等の案の内容や性質に応じて、考え方や論点などを記載した資料を併せて明らかにするよう努めることを規定しています。

### 【解釈・運用】

#### <第1項>

○パブリック・コメント手続において、実施機関は、政策等の策定等をする前の適切な時期に政策等の案を公表します。また、政策等の案の公表に併せて、意見の提出期間、提出先及び提出方法のほか、政策等の策定等の予定時期も明らかにします。

○政策等の策定等をする前の「適切と認める時期」とは、政策等の内容や性質により異なりますが、パブリック・コメント手続は、通常は政策等の案がまとまり、最終案を確定する前に実施することが多くなります。政策等の内容等により、構想の段階や検討の中間段階で市民の意見を聴くことが望ましいと実施機関が判断した場合には、その段階でパブリック・コメント手続を実施することもあります。したがって、一つの案件について、パブリック・コメント手続を複数回実施することも考えられます。

○パブリック・コメント手続の実施を経て、政策等の策定等について意思決定した後は、速やかにパブリック・コメント手続の実施結果を公表することが望ましいですが、政策等によっては意思決定までに時間を要する場合があります。そのため、パブリック・コメント手続を実施する際、政策等の策定等の予定時期を明らかにします。

< 第 2 項 >

○政策等の案の内容や性質に応じて、策定等しようとする政策等の案について、市民の理解を促進するため、立案に当たって整理した考え方や論点を記載した資料、政策形成過程における審議会等の会議の記録など、関連する資料を併せて公表するよう努めるものとします。

< 第 3 項 >

○パブリック・コメント手続の実施に当たっては、広く市民に周知することが重要であることから、実施機関は政策等の案の公表に当たっては、より積極的な周知に努めることとします。

## 第6条 政策等の案の公表の方法

前条の規定による公表の方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市報への掲載（実施に関する情報を公表する場合に限る。）
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 規則で定める場所での閲覧又は配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

### 【趣旨】

○第6条は、政策等の案の公表の方法について規定しています。パブリック・コメント手続を実施する場合は、市民に適切に政策等の案の情報を提供することが前提となります。そのため、政策等の案を公表する際には、市報や市のホームページに必要な情報を掲載するほか、担当部署の窓口や公文書資料室、その他地域の身近な公共施設での閲覧又は配布などにより、市民へ周知を図るものとしします。

### 【解釈・運用】

#### <第1号>

○市報による公表においては、紙面の制約等により政策等の案の全部を掲載することが困難なため、第5条第1項に規定するパブリック・コメント手続の実施に関する情報を掲載するとともに、政策等の案の公表場所を明記します。

#### <第2号>

○市のホームページでの公表は、原則として実施機関の担当部署の窓口や公文書資料室等での閲覧又は配布するものと同じ内容で掲載します。

#### <第3号>

○政策等の案は、実施機関の担当部署の窓口、公文書資料室、その他地域の身近な公共施設で閲覧又は配布するものとしします。閲覧又は配布する公共施設は、神代出張所や、各図書館・公民館・地域福祉センター、市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）、みんなの広場（文化会館たづくり11階）、教育会館の他、政策等の案の内容に応じて必要で、かつ、各施設の利用形態やスペースの制約上可能な場所としています。

#### <第4号>

○実施機関が必要と認める方法として、実施に関する情報については、ケーブルテレビ、FM放送、ツイッターでの周知等が考えられます。また、政策等の案の内容により、説明会の開催など、周知の効果や効率性も考慮のうえ、必要な手法を判断し、政策等の案を公表することとしします。

< 参考：運用改善の取組 >

【PRの工夫（平成25年度）】

- 市民の目に留まりやすい工夫として、「パブリック・コメント手続コーナー」を新たに設け、市報の2面の最下段を基本として掲載場所の定着を図りました。
- パブリック・コメント手続の実施に関する案内を、調布FM放送及びケーブルテレビの番組内で周知を図りました。

【公共施設における配架の工夫（平成25年度）】

- 政策等の案を配架する公共施設においてパブリック・コメント手続実施期間中において、意見募集を周知する「卓上のぼり旗」や「ポスター掲示」などの目印を設置し、目に留まりやすい工夫を行いました。
- 公共施設に配架する政策等の案に付する実施概要の様式を統一し、意見の提出方法などを分かりやすく案内するとともに、実施概要にQRコード※を付記し、ホームページに掲載する政策等の案とリンクしやすくしました。

< 実施概要様式例 >



意見募集のテーマ：  
環境（深大寺・佐須地域）

## パブリック・コメント手続（意見募集）実施中 みなさんのご意見を お寄せください

～募集内容はこちら～

1	意見募集案件名 「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画（案）」
2	計画の内容 市内でも貴重な里山風景を残している深大寺・佐須地域の環境資源を、将来にわたって保全していくことを目指すための、基本的な考え方を示す計画です。

～提出方法はこちら～

1	意見等の提出方法 ○直接または郵送、FAX、Eメールで市役所環境政策課へご提出ください。 ○提出に当たっては、表題に「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画（案）」への意見」と明記のうえ、住所、氏名、ご意見をご記入ください。 ○様式は自由です。
2	意見提出先 調布市役所 環境部 環境政策課（市役所8階） 〒182-8511 調布市小島町2-35-1 FAX 042-481-7550（TEL 042-481-7086） Eメール kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp
3	意見募集期間 平成26年2月10日（月）～3月11日（火）
4	計画策定予定時期 平成26年3月末

詳細はホームページから  
もご覧いただけます。



平成26年2月

< 市報掲載例 >

パブリック・コメント手続  
～皆様のご意見をお寄せください～



調布市都市計画マスタープラン（案）

市では、調布市都市計画マスタープランを改定します。このたび、計画案をまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

案の公開期間／6月19日(木)まで

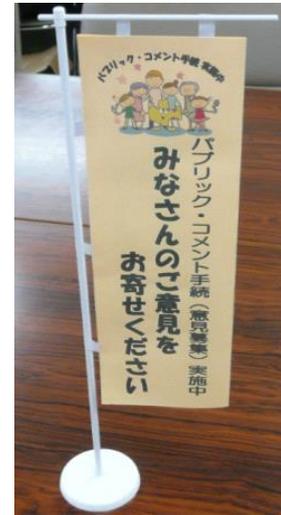
案の公開場所／都市計画課（市役所7階）、公文書資料室（市役所4階）、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民プラザあくろす、各図書館・公民館・地域福祉センター、教育会館、市の☎

意見の提出方法／直接または郵送・FAX・Eメールに住所、氏名、意見を明記し、6月19日(木)まで（必着）（直接の場合は、土・日曜日を除く）に〒182-8511市役所都市計画課☎481-6800・✉tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

意見などの公表／いただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方は、市の☎などでお知らせします

問合せ 都市計画課☎481-7453

< 卓上のぼり旗 >



※QRコードは、2次元バーコードの一種で、URL情報やメールアドレス情報が記録されており、携帯電話のカメラなどで情報を読み取れるものです。

## 第7条 意見の提出期間等

意見の提出期間は、第5条の規定による公表をした日から起算して30日以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があると認めるときは、意見の提出期間を第5条の規定による公表をした日から起算して30日を下回る期間とすることができる。この場合において、意見の提出期間を30日を下回る期間としたときは、同条の規定による公表の際、その理由を明らかにするものとする。

### 【趣旨】

- 第7条は、意見の提出期間を定めています。「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」及び「調布市パブリック・コメント指針」では、意見の提出期間を20日以上としていましたが、これを拡大し、この条例では意見の提出期間を政策等の案を公表した日から起算して「30日以上」としています。ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を明らかにしたうえで、30日を下回る期間で実施することができるものとしします。

### 【解釈・運用】

#### < 第1項 >

- 意見の提出期間は、年末年始やゴールデンウィークなどの長期の休日期間を含め、政策等の案を公表した日から起算して30日以上を基本とします。
- 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」では、意見提出の締切の30日前までに、政策等の題名、意見の提出方法、期間等を予告することとしていましたが、この予告期間を含め、意見の提出期間そのものを、これまでの20日以上より長く設定することとし、この条例においては、意見の提出期間を30日以上としました。行政手続法第39条第3項では、意見提出期間を30日以上としていることから、本条例においても、法の趣旨に鑑みて同様の取扱いとしています。なお、パブリック・コメント手続を予定している案件を含む市民参加手続を実施する予定案件については、第10条の規定による実施状況を公表する中で可能な限り市のホームページに掲載するよう努めるものとしします。

#### < 第2項 >

- 「やむを得ない理由」がある場合は、30日を下回る期間をもって実施することができることとししますが、あくまでも例外的な扱いであり、その理由を明らかにするとともに、市民がパブリック・コメント手続の実施を知り、政策等の案に対する意見を提出するまでに必要な期間として、なるべく30日に近い日数の確保に努めることとしします。
- 「やむを得ない理由」とは、災害時の緊急的な対応が求められる場合や、法律の成立から施行期日までの期間が短く、期限までに速やかに政策等の策定等をする必要がある場合などが想定されます。

## 第8条 意見の提出方法等

意見の提出方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便等による書面の送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 意見を提出するに当たっては、住所及び氏名（団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める事項を当該意見に付記するものとする。

### 【趣旨】

- 第8条は、パブリック・コメント手続における意見提出の具体的な方法を規定しています。また、意見の提出に当たっては、第2条に規定する「市民」であることを明示していただく趣旨から、提出する意見に住所や氏名等の必要な事項を付記することを規定しています。

### 【解釈・運用】

#### < 第1項 >

- 意見の提出方法は、担当部署の窓口への書面の提出、郵便や宅配便などによる書面の送付、ファクシミリ又は電子メールによる送信とします。また、パブリック・コメント手続の実施期間中に、実施機関が指定する公共施設に備え付ける意見提出箱への書面の提出も可能です。ただし、高齢や障害などの理由により、上記の方法で提出することができないと実施機関が判断した場合に限り、記録性を確保できる範囲で、担当部署への口頭での提出等を受け付けることとします。また、パブリック・コメント手続だけでなく、説明会や審議会・委員会、出前講座など、直接ご意見をうかがう市民参加手続の手法を組み合わせることも考えられます。

#### < 第2項 >

- 意見を提出する際は、以下の事項を付記するものとします。
  - ・市内に住所を有する者：①住所（法人にあつては事務所等の所在地）、②氏名（法人にあつては事務所等の名称及び代表者の氏名）
  - ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体：①住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）、②氏名（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の名称及び代表者の氏名）、③市内の事務所等の所在地、名称（団体の所在地が市内にある場合を除く）
  - ・市内の事務所又は事業所に勤務する者：①住所、②氏名、③勤務する市内の事務所等の所在地及び名称
  - ・市内の学校に在学する者：①住所、②氏名、③在学する市内の学校の所在地及び名称

- ・パブリック・コメント手続を実施する政策等に直接的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体：①住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地），②氏名（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の名称及び代表者の氏名）のほか，③パブリック・コメント手続を実施する政策等の案に対して，自己の権利や利益に直接影響を受け，又は受けるおそれがあることが明らかである以下のような事項
  - ・市内に所有し，又は所有することが確実である土地・建物の所在地
  - ・市内で継続的に実施しているまちづくり活動の内容，活動地域及び活動期間
  - ・上記のほか，実施機関が政策等の策定等を行うことにより，直接影響を受け，又は受けるおそれがあることが明らかである権利又は利益の内容及びその理由
- パブリック・コメント手続の実施結果を公表する際，提出意見に付記された住所，氏名等は，公表しません。また，実施機関が収集した個人情報については，「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。
- 記名等のない意見については，この条例に基づく取扱いとはなりません。よりよい政策等を策定するという趣旨から，政策等の意思決定における参考として取り扱うこととします。

< 参考：運用改善の取組 >

【意見提出のしやすさの工夫（平成26年度）】

- パブリック・コメント手続実施中に公共施設に意見提出用の箱を設置し，地域の身近な公共施設で意見を提出できるようにしました。



## 第9条 意見の取扱い及び公表

実施機関は、この条例に基づき提出された意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮して政策等の策定等をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定等をしたときは、次の各号に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 提出意見又はその概要
- (2) 提出意見に対する実施機関の考え方
- (3) 提出意見を踏まえ、政策等の案を修正したときは、当該修正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）に定めるもののほか、同項の規定による公表をすることにより第三者の利益を害するおそれがある場合その他正当な理由がある場合は、提出意見の全部又は一部を公表しない。

### 【趣旨】

○第9条は、提出された意見について、政策等の趣旨、目的に照らし合わせて、十分に考慮したうえで政策等の策定等を行うとともに、実施機関が政策等の策定等をした場合において、提出された意見及び意見に対する実施機関の考え方を速やかに公表することを規定しています。

### 【解釈・運用】

#### <第1項>

○パブリック・コメント手続により、提出された意見については、政策等の趣旨、目的に照らし合わせて、十分に考慮したうえで政策等の策定等を行います。「十分に考慮する」とは、提出された意見の様々な要素や考え方、要望などが政策等に反映可能な内容か、政策等の今後の運用において留意すべき事項はないかなどについて、関係法令や施策の方向等との整合性や財政面での課題、様々な利害関係や公平性・公正性の視点、運用上の効果・効率性や実現可能性など、あらゆる角度から十分に検討することを趣旨としています。

○「政策等の策定等をしたとき」とは、議会の議決を要しないもの（計画等）については、実施機関が政策等を策定等したとき、議会の議決を要するもの（条例等）については、実施機関がその案を策定等したときをいいます。

#### <第2項>

○実施機関は、政策等を策定等したときは、その政策等の内容とともに、パブリック・コメント手続の実施結果を速やかに公表します。その際、意見を提出した市民の人数、意見の件数、意見の内容又はその概要、意見に対する実施機関の考え方などを公表します。

- 実施結果を「速やかに」公表する時期として，議会の議決を要しないもの（計画等）は，政策等の策定時（遅くとも公表時），議会の議決を要するもの（条例等）は，議案の送付時とします。なお，パブリック・コメント手続を実施したにもかかわらず，政策等を策定等しないこととした場合については，その旨を速やかに公表することとします。
  
- 実施結果の公表に当たっては，提出意見を内容ごとに分類するなど，分かりやすい形での公表に努めることとします。なお，提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合，類似の意見が何件もある場合などにおいては，意見の概要や，「同じ趣旨の意見〇〇件」のようにまとめた形で公表することができるものとします。
  
- パブリック・コメント手続の実施を経て，公表した政策等の案から修正がある場合は，実施機関は，修正箇所及びその内容を明らかにするなど，市民に分かりやすい実施結果の公表に努めます。
  
- 結果の公表方法については，政策等の案の公表の方法（第6条）に準じます。ホームページでの公表期間は，結果公表後少なくとも3年間公表することとします。
  
- 提出された意見のうち，単なる賛否のみを表明するもの又は意見を募集している案件に関係のないものについては，それに対する実施機関の考え方を公表しないことができるものとします。

### < 第3項 >

- 実施機関は，原則としてすべての提出意見と意見に対する実施機関の考え方を公表しますが，個人情報など「調布市情報公開条例」に基づく非公開情報に該当する場合や，意見を公表することが第三者の正当な権利や利益を害するおそれがあるときなど，公開することが適切ではないと判断した場合は，当該意見の全部又は一部を公表しないこととします。

## 第10条 実施状況の公表

市長は、規則で定めるところにより、実施機関におけるパブリック・コメント手続の実施状況の一覧を作成し、市のホームページに掲載する方法その他適当と認める方法により、当該一覧を公表するものとする。

### 【趣旨】

○第10条は、どのような案件についてパブリック・コメント手続を実施しているか市民に分かりやすく情報提供するため、実施案件や実施状況の一覧を作成して、市のホームページに掲載する方法その他適当な方法により公表することを規定しています。

### 【解釈・運用】

○「実施状況の一覧」とは、意見募集を実施している案件の一覧、意見の提出期間が終了し実施結果の公表を準備中の案件の一覧、実施結果を公表している案件の一覧などをいいます。

○それぞれの一覧については、政策等の題名のほか、意見の募集期間、問い合わせ先などを公表します。

○パブリック・コメント手続を含め、市民参加手続を実施する予定案件についても、政策等の題名のほか、実施予定時期、問い合わせ先を公表するものとします。

○実施状況については、市のホームページでの一定期間（少なくとも3年間）の公表、その他公文書資料室での公表など、適切な情報提供をするものとします。

## 第11条 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

- 第11条は、この条例の施行に必要な事項を条例施行規則において定めることを規定したものです。

## 附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公表する政策等の案等に係るものについて適用する。

(調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例の一部改正)

- 2 調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に改め、「第4節 パブリック・コメント手続（第19条）」を削る。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第4節を削る。

第2章第3節中第18条の次に次の1条を加える。

第19条 削除

(調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に公表した街づくりに関する基本的な政策等に係るものについては、なお従前の例による。

< 第1項 >

- この条例は、平成26年12月1日から施行するものとし、平成26年12月1日以後に公表する政策等の案から適用します。

< 第2項 >

- この条例の制定に伴い、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」におけるパブリック・コメント手続に関する規定を削除する一部改正を行います。

< 第3項 >

- 街づくり条例の一部改正に伴う経過措置を規定しています。

登録番号 (刊行物番号)
-----------------

2014-143
----------

---

調布市パブリック・コメント手続条例  
＜条文とその解説＞

---

発行日 平成 26 年 1 1 月

発 行 調布市

編 集 行政経営部 政策企画課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

Tel 042-481-7368, 7369

印 刷 庁内印刷